

釜石市中小企業再建支援補助金に係るQ & A

Q. 震災当時（平成23年3月11日時点）、自己所有の建物で事業を行っていた事業者は補助の対象となるか。

A. 対象外。釜石市中小企業被災資産復旧事業費補助金の補助対象となるため、そちらを活用されたい。

Q. 震災当時（平成23年3月11日時点）に行っていた事業と異なる業種での再建は補助の対象となるか。

A. 対象となる。ただし、再建後の業種は第3条第3項に定める業種であること（再建前の業種は問わない）。

Q. 震災以降、交付要綱施行日の前日（平成28年3月31日）までに事業再建済の事業者は補助の対象となるか。

A. 対象外。施行日以降に再建する事業者のみ対象とし、遡及適用は行わない。また、一旦再建（有償のテナント等に入居して事業活動を再開）した事業者については、補助対象外とする。

Q. 「平成23年3月11日に市内で事業を行っていたことが確認できる書類」とは何か。

A. 法人の場合は登記事項証明書及び税務申告書の写し、個人の場合は所得税申告書の写し等。なお、平成23年3月11日の時点で事業を行っていなかった事業者は対象外。

Q. 震災当時（平成23年3月11日時点）と事業者が異なる場合は、補助の対象となるか。

A. 個人事業主の事業承継や、法人から個人又は個人から法人への変更などについては、基本的に対象とするが、関係書類及び申出書等の提出を求め、個別に状況を確認することとする。

Q. 補助対象経費の具体は。

A. 所得税法施行令（昭和40年政令第96号）第6条第1号から第3号まで及び第7号に掲げる施設設備（建物及びその付属設備、構築物、機械及び装置、工具、器具及び備品。ただし、ブルドーザー、パワーショベルその他の自走式作業用機械装置を除く）を対象に、①事業所等の移転に伴い移転先に運搬するために要する経費②移転元で事業に供した部分における撤去に要する経費③再建先で取得又は修繕に要する経費を対象経費とする。

Q. 添付書類のうち「市税に係る納税証明書」とは、どこまで必要か。

A. すべての釜石市税について提出が必要である。

Q. 再建後に遡及して交付申請を行うことは可能か。

A. 再建時期が第3条第2号に定める期間（平成28年4月1日から令和3年3月31日まで）であれば、遡及して申請することも認めることとし、補助金交付申請書兼請求書の提出により請求も併せて行えるものとする。